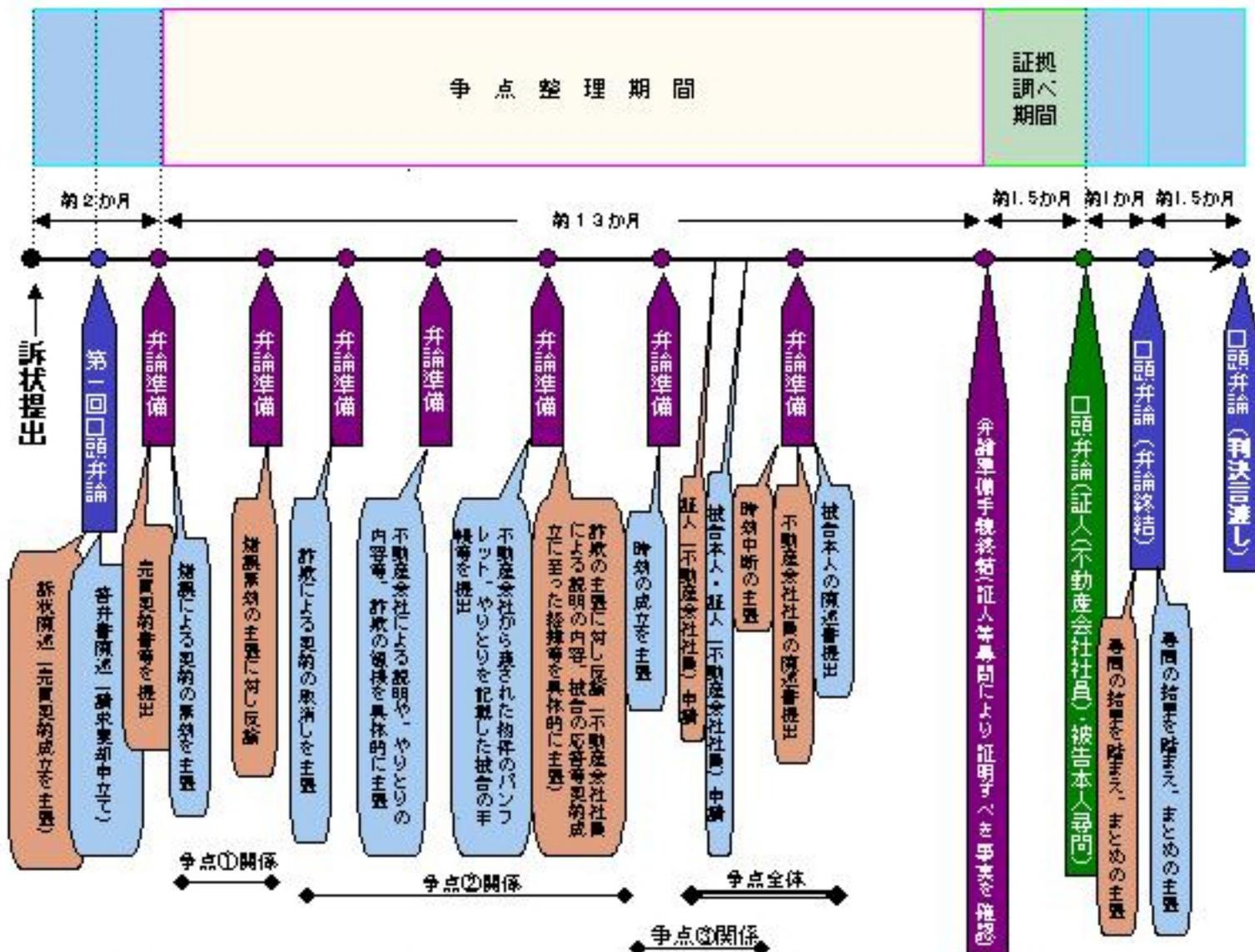


# 民事訴訟の審理のイメージ

最高裁判所

※ 本イメージは、一般的な民事訴訟事件のうち、売買代金請求事件を例に、平均的な審理のイメージを示したものである。



**【事件の概要】**  
原告(不動産会社)が買主である被告に対し、リゾートマンションの買代金の支払を求めたのに對し、被告が、節度からの贈与やプールなどの共用施設が原告会社の宣伝内容等と異なること、時効が成立していることなどを理由に、その支払を拒んだため

**争点**  
①物件に関する権利(贈与や共用施設の内容等が被告が認認していたものと異なる旨)の有無  
②不動産会社の建物のいし強大な宣伝・説明等による詐欺の有無  
③時効の成立(時効中断の有無)

**凡例**  
■ : 原告  
■ : 被告

注: 裁判所は随時和解を試みることができるが、争点整理期間終了後、証拠調べ終了後、口頭弁論終了後に和解が勧誘される例が多い。